

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	半期報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2026年3月23日
<b>【計算期間】</b>	第5期中 (自 2025年6月24日 至 2025年12月23日)
<b>【ファンド名】</b>	長期資産形成戦略ファンド
<b>【発行者名】</b>	ファイブスター投信投資顧問株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 篠原 直人
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区入船一丁目2番9号 八丁堀MFビル
<b>【事務連絡者氏名】</b>	谷内 恒司
<b>【連絡場所】</b>	東京都中央区入船一丁目2番9号 八丁堀MFビル
<b>【電話番号】</b>	03-3523-9556
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は2026年1月末現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	9,966,098	0.98
	小計	9,966,098	0.98
投資信託受益証券	米国	978,654,086	96.61
	小計	978,654,086	96.61
現金・預金等、その他資産（負債控除後）		24,359,149	2.41
合計（純資産総額）		1,012,979,333	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

### （2）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1期計算期間末（2022年 6月22日）	506,937,809	506,937,809	1.0547	1.0547
第2期計算期間末（2023年 6月22日）	889,952,401	889,952,401	1.1397	1.1397
第3期計算期間末（2024年 6月24日）	1,367,867,916	1,367,867,916	1.3801	1.3801
第4期計算期間末（2025年 6月23日）	1,318,529,848	1,318,529,848	1.3574	1.3574
第5中間期末（2025年12月23日）	1,021,017,712	1,021,017,712	1.4985	1.4985
2025年1月末日	1,433,483,876	-	1.4048	-
2月末日	1,402,609,869	-	1.3665	-
3月末日	1,391,517,660	-	1.3563	-
4月末日	1,339,999,453	-	1.3015	-
5月末日	1,291,312,218	-	1.3245	-
6月末日	1,311,791,870	-	1.3504	-
7月末日	1,357,627,862	-	1.3959	-
8月末日	1,350,997,544	-	1.3887	-
9月末日	1,357,819,979	-	1.4140	-
10月末日	1,390,256,914	-	1.4592	-
11月末日	1,026,612,340	-	1.4963	-
12月末日	1,022,386,122	-	1.4998	-
2026年1月末日	1,012,979,333	-	1.4774	-

#### 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2021年 9月30日～2022年 6月22日	0.00
第2期	2022年 6月23日～2023年 6月22日	0.00
第3期	2023年 6月23日～2024年 6月24日	0.00

第4期	2024年 6月25日～2025年 6月23日	0.00
第5中間期	2025年 6月24日～2025年12月23日	0.00

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2021年 9月30日～2022年 6月22日	5.5
第2期	2022年 6月23日～2023年 6月22日	8.1
第3期	2023年 6月23日～2024年 6月24日	21.1
第4期	2024年 6月25日～2025年 6月23日	1.6
第5中間期	2025年 6月24日～2025年12月23日	10.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考)ファイブスター・マネープール・マザーファンド2

以下は、2026年1月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

## 投資状況

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	-	9,965,783	100.00
合計（純資産総額）	-	9,965,783	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 2【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	2021年9月30日 ～2022年6月22日	482,810,741	2,153,252	480,657,489
第2期	2022年6月23日 ～2023年6月22日	315,409,457	15,170,269	780,896,677
第3期	2023年 6月23日 ～2024年 6月24日	253,624,471	43,351,312	991,169,836
第4期	2024年 6月25日 ～2025年 6月23日	69,978,823	89,784,641	971,364,018
第5中間期	2025年 6月24日 ～2025年12月23日	15,319,717	305,328,805	681,354,930

(注) 本邦外における設定、解約の実績はございません。

(注) 第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。

### 3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2025年6月24日から2025年12月23日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

## 【長期資産形成戦略ファンド】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期計算期間末 (2025年6月23日現在)	第5期中間計算期間末 (2025年12月23日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	6,085,305	4,284,391
金銭信託	22,659,590	23,469,769
投資信託受益証券	1,292,991,420	990,941,836
親投資信託受益証券	9,964,080	9,966,098
未収配当金	-	4,220,546
流動資産合計	1,331,700,395	1,032,882,640
資産合計	1,331,700,395	1,032,882,640
負債の部		
流動負債		
未払解約金	808,940	54,417
未払受託者報酬	373,923	357,135
未払委託者報酬	9,721,965	9,285,335
その他未払費用	2,265,719	2,168,041
流動負債合計	13,170,547	11,864,928
負債合計	13,170,547	11,864,928
純資産の部		
元本等		
元本	971,364,018	681,354,930
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	347,165,830	339,662,782
(分配準備積立金)	310,753,928	214,373,164
元本等合計	1,318,529,848	1,021,017,712
純資産合計	1,318,529,848	1,021,017,712
負債純資産合計	1,331,700,395	1,032,882,640

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 自 2024年 6月25日 至 2024年12月24日	第5期中間計算期間 自 2025年 6月24日 至 2025年12月23日
営業収益		
受取配当金	43,025,410	38,885,726
受取利息	151,665	211,040
有価証券売買等損益	16,143,038	9,194,955
為替差損益	17,600,862	90,538,315
営業収益合計	41,719,251	138,830,036
営業費用		
受託者報酬	374,967	357,135
委託者報酬	9,749,122	9,285,335
その他費用	2,448,891	2,440,231
営業費用合計	12,572,980	12,082,701
営業利益又は営業損失( )	29,146,271	126,747,335
経常利益又は経常損失( )	29,146,271	126,747,335
中間純利益又は中間純損失( )	29,146,271	126,747,335
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	367,471	31,241,189
期首剰余金又は期首欠損金( )	376,698,080	347,165,830
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,382,219	6,286,864
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,382,219	6,286,864
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,209,937	109,296,058
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,209,937	109,296,058
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	414,384,104	339,662,782

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
3. その他	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期計算期間末 (2025年 6月23日現在)	第5期中間計算期間末 (2025年12月23日現在)
1. 期首元本額	991,169,836 円	971,364,018 円
期中追加設定元本額	69,978,823 円	15,319,717 円
期中一部解約元本額	89,784,641 円	305,328,805 円
2. 元本の欠損	- 円	- 円
3. 中間計算期間末日における受益権の総数	971,364,018 口	681,354,930 口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期中間計算期間 自 2024年 6月25日 至 2024年12月24日	第5期中間計算期間 自 2025年 6月24日 至 2025年12月23日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間末 2025年 6月23日現在	第5期中間計算期間末 2025年12月23日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	中間貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。  上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 同左  上記以外の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

項目	第4期計算期間末 (2025年 6月23日現在)	第5期中間計算期間末 (2025年12月23日現在)
1口当たり純資産額	1.3574円	1.4985円
(1万口当たり純資産額)	(13,574円)	(14,985円)

(参考)

当ファンドは「ファイブスター・マネープール・マザーファンド2」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、以下に記載した情報は監査の対象外です。

「ファイブスター・マネープール・マザーファンド2」の状況

(1) 貸借対照表

	(単位：円)	
	(2025年 6月23日現在)	(2025年12月23日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,964,533	9,965,783
流動資産合計	9,964,533	9,965,783
資産合計	9,964,533	9,965,783
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	10,090,208	10,090,208
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	125,675	124,425
元本等合計	9,964,533	9,965,783
純資産合計	9,964,533	9,965,783
負債純資産合計	9,964,533	9,965,783

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年6月23日現在	2025年12月23日現在
1. 期首	2024年6月25日	2025年6月24日
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	10,090,208 円	10,090,208 円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
開示対象ファンドの計算期間の中間計算期間末における当該親投資信託の元本額	10,090,208 円	10,090,208 円
元本の内訳		
長期資産形成戦略ファンド	10,090,208 円	10,090,208 円
2. 元本の欠損	125,675 円	124,425 円
3. 開示対象ファンドの計算期間の中間計算期間末における当該親投資信託の受益権の総数	10,090,208 口	10,090,208 口

は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年6月23日現在	2025年12月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	2025年6月23日現在	2025年12月23日現在
1口当たり純資産額	0.9875円	0.9877円
(1万口当たり純資産額)	(9,875円)	(9,877円)

## 4【委託会社等の概況】

### (1)【資本金の額】

2026年1月末現在の委託会社の資本金の額：	2億5,912万円
発行可能株式総数：	20,000株
発行済株式総数：	7,675株
最近5年間における資本金の額の増減：	2021年3月31日に資本金2億3,105万円に増資 2022年3月31日に資本金2億3,325万円に増資 2024年3月31日に資本金2億3,705万円に増資 2025年3月31日に資本金2億3,872万円に増資 2025年10月31日に資本金2億5,912万円に増資

### (2)【事業の内容及び営業の状況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2026年1月末現在、委託会社が、運用する投資信託は以下のとおりです。  
（親投資信託を除く。）

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	29本	50,049,415,973 円
単位型株式投資信託	4本	5,492,166,957 円
合計	33本	55,541,582,930 円

### (3)【その他】

#### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

#### (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

## 5 【委託会社等の経理状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表についてイデア監査法人の監査を受けており、第17期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人の中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	439,541	456,056
前払費用	7,763	1,992
未収運用受託報酬	94,224	8,451
未収委託者報酬	168,039	135,718
未収還付法人税等	-	10,580
立替金	5,656	5,840
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1,153	1,171
その他	4	8
流動資産合計	716,384	619,820
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1,977	1,791
器具備品	1,130	1,200
その他	678	391
有形固定資産合計	1,786	1,382
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	9,662	7,729
無形固定資産合計	9,662	7,729
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	11,821	4,819
役員に対する長期貸付金	2,302	1,130
差入保証金	4,520	4,603
繰延税金資産	9,082	2,611
投資その他の資産合計	27,726	13,165
<b>固定資産合計</b>	39,174	22,277
<b>資産合計</b>	755,558	642,098
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	15,829	4,412
未払金	10,628	825
未払手数料	68,402	55,659
未払費用	87,342	24,723
未払法人税等	34,542	1,082
未払消費税等	7,674	6,298
その他	5,882	6,469
流動負債合計	230,302	99,471
<b>固定負債</b>		
長期未払金	-	317
固定負債合計	-	317
<b>負債合計</b>	230,302	99,788
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	237,050	238,725
資本剰余金		
資本準備金	100,050	101,725
資本剰余金合計	100,050	101,725

利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	190,325	202,030
利益剰余金合計	190,325	202,030
株主資本合計	527,425	542,480
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,168	170
評価・換算差額等合計	2,168	170
純資産合計	525,256	542,309
負債純資産合計	755,558	642,098

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	217,989	107,478
委託者報酬	656,353	614,921
営業収益合計	874,343	722,399
営業費用		
支払手数料	276,518	253,789
広告宣伝費	5,606	3,505
調査費	69,428	72,167
調査費	67,974	70,761
委託調査費	1,453	1,405
営業雑経費	2,919	2,944
通信費	1,623	1,590
協会費	1,266	1,305
諸会費	30	48
営業費用合計	354,472	332,407
一般管理費		
給料	328,266	250,611
役員報酬	77,696	77,696
給与手当	204,549	153,984
役員賞与	5,808	-
賞与	40,212	18,931
福利厚生費	25,887	26,220
交際費	3,137	2,336
旅費交通費	8,685	8,126
租税公課	6,222	4,713
不動産賃借料	6,908	6,933
固定資産減価償却費	1,022	2,914
諸経費	33,873	37,471
一般管理費合計	414,004	339,327
営業利益	105,866	50,664
営業外収益		
受取利息	68	288
受取配当金	90	320
その他	15	57
営業外収益合計	174	665
営業外費用		
ファンド償還費用	2,114	-
投資有価証券償還損	43	2,662
解約違約金	-	1,171
その他	0	42
営業外費用合計	2,158	3,876
経常利益	103,882	47,453
税引前当期純利益	103,882	47,453
法人税、住民税及び事業税	39,601	8,901
法人税等調整額	4,932	6,470
法人税等合計	34,669	15,372
当期純利益	69,213	32,080

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	233,250	96,250	96,250	131,072	131,072	460,572
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	3,800	3,800	3,800			7,600
剰余金の配当				9,960	9,960	9,960
当期純利益				69,213	69,213	69,213
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	3,800	3,800	3,800	59,253	59,253	66,853
当期末残高	237,050	100,050	100,050	190,325	190,325	527,425

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,906	1,906	458,665
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			7,600
剰余金の配当			9,960
当期純利益			69,213
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	262	262	262
当期変動額合計	262	262	66,590
当期末残高	2,168	2,168	525,256

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	237,050	100,050	100,050	190,325	190,325	527,425
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	1,675	1,675	1,675			3,350
剰余金の配当				20,376	20,376	20,376
当期純利益				32,080	32,080	32,080
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,675	1,675	1,675	11,704	11,704	15,054
当期末残高	238,725	101,725	101,725	202,030	202,030	542,480

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,168	2,168	525,256
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			3,350
剰余金の配当			20,376
当期純利益			32,080
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,997	1,997	1,997
当期変動額合計	1,997	1,997	17,052
当期末残高	170	170	542,309

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## （1）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

## 2．固定資産の減価償却の方法

## （1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

器具備品 4～10年

## （2）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## 3．引当金の計上基準

## （1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 4．収益及び費用の計上基準

## （1）運用受託報酬

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、当該金額が確定したときに計上します。

## （2）委託者報酬

委託者報酬は当社が運用・管理を行うファンドに係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は対象となるファンドの信託約款に基づき超過収益が発生した場合に収益に一定率を乗じて算出された報酬金額を、当該金額が確定したときに計上します。

## （重要な会計上の見積り）

## 繰延税金資産の回収可能性について

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	9,082千円	2,611千円

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	2,239千円	2,425千円
器具備品	1,624千円	1,824千円

## （損益計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,640	152	-	6,792

## （変動事由の概要）

新株の発行（新株予約権の行使）

ストック・オプションの権利行使による増加 152株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	

ストック・オプションとしての第4回新株予約権						
ストック・オプションとしての第5回新株予約権						
ストック・オプションとしての第6回新株予約権						
ストック・オプションとしての第7回新株予約権						
ストック・オプションとしての第8回新株予約権						

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,960	1,500	2023年3月31日	2023年6月19日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,376	3,000	2024年3月31日	2024年6月24日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

##### 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,792	67	-	6,859

##### （変動事由の概要）

新株の発行（新株予約権の行使）

ストック・オプションの権利行使による増加 67株

##### 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

##### 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第4回新株予約権						

ストック・オプションとしての第5回新株予約権						
ストック・オプションとしての第6回新株予約権						
ストック・オプションとしての第7回新株予約権						
ストック・オプションとしての第8回新株予約権						

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,376	3,000	2024年3月31日	2024年6月24日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,288	1,500	2025年3月31日	2025年6月23日

(注) 2025年6月20日開催の定時株主総会において、決議する予定であります。

##### (リース取引関係)

前事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また、当社設定私募投信の当初運用資金として、有価証券を取得してまいります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先の信用リスクについては、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

## 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

## 流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	3,455	3,455	0
(2) 投資有価証券 その他有価証券	11,821	11,821	
資産計	15,276	15,276	0

(\*) 現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	2,302	2,302	0
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,819	4,819	
資産計	7,121	7,121	0

(\*) 現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

(単位:千円)

	1年内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	439,541			
(2) 未収運用受託報酬	94,224			
(3) 未収委託者報酬	168,039			
(4) 立替金	5,656			
(5) 役員に対する長期貸付金	1,153	2,302		
合計	708,615	2,302		

当事業年度（2025年3月31日）

(単位:千円)

	1年内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	456,056			
(2) 未収運用受託報酬	8,451			
(3) 未収委託者報酬	135,718			
(4) 立替金	5,840			
(5) 役員に対する長期貸付金	1,171	1,130		
合計	607,238	1,130		

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	-	11,821	-	11,821
資産計	-	11,821	-	11,821

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	-	4,819	-	4,819
資産計	-	4,819	-	4,819

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
役員に対する長期貸付 金	-	3,455	-	3,455
資産計	-	3,455	-	3,455

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
役員に対する長期貸付 金	-	2,302	-	2,302

資産計	-	2,302	-	2,302
-----	---	-------	---	-------

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

### 役員に対する長期貸付金

時価は、元利金の合計額と、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

### 1. その他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,386	1,990	396
	小計	2,386	1,990	396
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,435	12,000	2,564
	小計	9,435	12,000	2,564
合計		11,821	13,990	2,168

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,226	2,990	236
	小計	3,226	2,990	236
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	1,593	2,000	406
	小計	1,593	2,000	406
合計		4,819	4,990	170

### 2. 売却したその他有価証券

前期事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式300株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2014年7月25日	2016年3月31日	2017年6月9日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2014年6月27日 至 2016年7月31日	自 2016年3月31日 至 2018年3月31日	自 2017年6月9日 至 2019年6月9日
権利行使期間	自 2016年8月 1日 至 2024年6月30日	自 2018年4月 1日 至 2026年3月10日	自 2019年6月10日 至 2027年6月 9日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 9名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2018年5月31日	2019年5月31日
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2018年5月31日 至 2020年5月31日	自 2019年5月31日 至 2021年5月31日
権利行使期間	自 2020年6月 1日 至 2028年5月15日	自 2021年6月 1日 至 2029年5月15日

(注) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末					
付与					
失効					
権利確定					
未確定残					

権利確定後(株)					
前事業年度末	10	310	305	450	453
権利確定					
権利行使		17	50		
失効	10				
未行使残		293	255	450	453

### 単価情報

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格(円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価(円)					

#### (3)付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

#### (4)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

#### (5)ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計 42,173千円

当事業年度において行使されたストック・オプションの本源的価値の合計 1,947千円

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,273千円	54千円
未払費用	6,808	2,557
その他有価証券評価差額金	663	53
繰延税金資産小計	9,746	2,665
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	663	53
評価性引当額小計	663	53
繰延税金資産合計	9,082	2,611
繰延税金資産（純額）	9,082	2,611

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.2
住民税均等割額	0.3	0.6
その他	-	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4	32.4

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

## （収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アセットマネジメント業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	874,343	722,399
運用受託報酬	217,989	107,478
基本報酬	102,549	107,478
成功報酬	115,440	-
委託者報酬	656,353	614,921
基本報酬	655,029	599,457
成功報酬	1,323	15,463

## (セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

日本	欧州	合計
668,753	205,589	874,343

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

日本	欧州	合計
627,413	94,985	722,399

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	199,294	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	94,156	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報  
該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報  
該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主の子会社	日産証券株式会社（ユニコムグループホールディングス㈱の子会社）	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料（注）1	46,511	未払手数料	12,057

（注） 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主の子会社	日産証券株式会社（日産証券グループ㈱の子会社）	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料（注）1	38,103	未払手数料	8,219

（注） 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	77,334.63円	79,065.42円
1株当たり当期純利益金額	10,404.86円	4,719.87円

（注） 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
当期純利益（千円）	69,213	32,080
普通株主に帰属しない金額（千円）		
普通株式に係る当期純利益（千円）	69,213	32,080
普通株式の期中平均株式数（株）	6,652	6,797

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		519,705
前払費用		1,349
未収委託者報酬		158,465
未収運用受託報酬		45,111
立替金		8,415
その他		207
流動資産合計		733,254
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	698
器具備品	*1	133
その他		247
有形固定資産合計		1,078
無形固定資産		
ソフトウェア		6,763
無形固定資産合計		6,763
投資その他の資産		
投資有価証券		5,317
繰延税金資産		6,287
差入保証金		4,603
投資その他の資産合計		16,208
固定資産合計		24,051
資産合計		757,305
負債の部		
流動負債		
預り金		10,211
未払手数料		68,311
未払費用		44,470
未払法人税等		32,437
未払消費税等		6,814
その他		5,878
流動負債合計		168,124
固定負債		
長期未払金		279
固定負債合計		279
負債合計		168,403
純資産の部		
株主資本		
資本金		238,725
資本剰余金		

資本準備金	101,725
資本剰余金合計	101,725
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	248,206
利益剰余金合計	248,206
株主資本合計	588,656
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	244
評価・換算差額等合計	244
純資産合計	588,901
負債・純資産合計	757,305

## 中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬		296,185
運用受託報酬		138,737
営業収益合計		434,922
営業費用		
支払手数料		116,810
広告宣伝費		4,510
調査費		36,116
調査費		35,450
委託調査費		665
営業雑経費		1,743
通信費		858
協会費		843
諸会費		42
営業費用合計		159,180
一般管理費		
給料		151,761
役員報酬		32,848
給与手当		106,276
賞与		12,637
福利厚生費		12,558
交際費		536
旅費交通費		3,644
租税公課		3,465
不動産賃借料		3,504
固定資産減価償却費	*1	1,270
諸経費		17,183
一般管理費合計		193,924
営業利益		81,817
営業外収益		614
営業外費用		624
経常利益		81,807
税引前中間純利益		81,807
法人税、住民税及び事業税		29,130
法人税等調整額		3,788
法人税等合計		25,342
中間純利益		56,465

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	238,725	101,725	101,725	202,030	202,030	542,480
当中間期変動額						
剰余金の配当				10,288	10,288	10,288
中間純利益				56,465	56,465	56,465
株主資本以外の項目の当中間 期変動額(純額)						
当中間期変動額合計				46,176	46,176	46,176
当中間期末残高	238,725	101,725	101,725	248,206	248,206	588,656

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	170	170	542,309
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,288
中間純利益			56,465
株主資本以外の項目の当中間 期変動額(純額)	415	415	415
当中間期変動額合計	415	415	46,592
当中間期末残高	244	244	588,901

## 注記事項

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 8年～15年 器具備品 4年～10年
3. 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  (1) 委託者報酬 委託者報酬は当社が運用・管理を行うファンドに係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は対象となるファンドの信託約款に基づき超過収益が発生した場合に収益に一定率を乗じて算出された報酬金額を、当該金額が確定したときに計上します。  (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、当該金額が確定したときに計上します。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2025年9月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。	
建物	2,518千円
器具備品	1,891千円

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
*1 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。	
有形固定資産	304千円
無形固定資産	966千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	6,859			6,859

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）			当中間会計期間末	当中間会計期間末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少		
ストック・オプションとしての第5回新株予約権						
ストック・オプションとしての第6回新株予約権						
ストック・オプションとしての第7回新株予約権						
ストック・オプションとしての第8回新株予約権						

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,288	1,500	2025年3月31日	2025年6月23日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当中間会計期間末（2025年9月30日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券 その他有価証券	5,317	5,317	-
資産計	5,317	5,317	-

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末(2025年9月30日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	-	5,317	-	5,317
資産計	-	5,317	-	5,317

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2025年9月30日）

## 1. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上 額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	4,439	3,990	449
	小計	4,439	3,990	449
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	878	970	92
	小計	878	970	92
合計		5,317	4,960	357

(ストック・オプション関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アセットマネジメント業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益	434,922
委託者報酬	296,185
基本報酬	280,365
成功報酬	15,819
運用受託報酬	138,737
基本報酬	55,555
成功報酬	83,181

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

関連情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	その他	合計
302,418	132,504	-	434,922

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	132,504	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2025年4月 1日 至 2025年9月 30日）	
1株当たり純資産額	85,858円25銭
1株当たり中間純利益金額	8,232円26銭
（注）1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。	
2.当中間会計期間における1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純利益	56,465千円
普通株式に係る中間純利益	56,465千円
普通株主に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	6,859株

## （重要な後発事象）

## 1. 新株予約権の行使による増資

当中間会計期間の末日後、2025年10月31日までの間に新株予約権の一部行使が行われました。当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

第5回新株予約権	
(1) 行使された新株予約権の個数	256個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 256株
(3) 資本金の増加額	6,400千円
(4) 資本準備金の増加額	6,400千円

第6回新株予約権	
(1) 行使された新株予約権の個数	120個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 120株
(3) 資本金の増加額	3,000千円
(4) 資本準備金の増加額	3,000千円

第7回新株予約権	
(1) 行使された新株予約権の個数	240個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 240株
(3) 資本金の増加額	6,000千円
(4) 資本準備金の増加額	6,000千円

第8回新株予約権	
(1) 行使された新株予約権の個数	200個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 200株
(3) 資本金の増加額	5,000千円
(4) 資本準備金の増加額	5,000千円

上記新株予約権の行使による新株発行の結果、2025年10月31日現在は以下のとおりとなっております。

	増加	残高
(1) 株式の種類及び株式数	普通株式 816株	普通株式 7,675株
(2) 資本金	20,400千円	259,125千円
(3) 資本準備金	20,400千円	122,125千円

## 2. 役員に対する貸付

当社は、2025年9月18日開催の取締役会において、役員に対し貸付を行うことを決議し、2025年10月27日付で金銭消費貸借契約書を締結し、同日付で貸付を実行いたしました。その概要は以下のとおりです。

(1) 貸付先	篠原 直人
(2) 貸付金額	29,900千円
(3) 貸付実行日	2025年10月27日
(4) 返済期限	2054年1月25日
(5) 年利率	0.9%
(6) 担保、保証の有無	無し
(7) 用途	新株予約権の行使

(1) 貸付先	中芝 幸一
(2) 貸付金額	10,900千円
(3) 貸付実行日	2025年10月27日
(4) 返済期限	2035年4月25日
(5) 年利率	0.9%
(6) 担保、保証の有無	無し
(7) 用途	新株予約権の行使

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月16日

ファイブスター投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴朗

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年12月15日

ファイブスター投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴 朗

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は当中間会計期間の末日後、2025年10月31日までの間に新株予約権の行使により新株式を発行しており、資本金及び資本準備金が増加している。
- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年10月27日に役員に対し上記1.の新株予約権の行使を使途とする貸付を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2026年3月3日

ファイブスター投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴朗

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている長期資産形成戦略ファンドの2025年6月24日から2025年12月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、長期資産形成戦略ファンドの2025年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月24日から2025年12月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。